平成２５年（フ）第１３７６４号
東京都江戸川区西一之江３丁目16―14―102
債務者　松丸　和久
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７７３号
東京都練馬区高松３丁目23―19―302
債務者　安西　浩一
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７７４号
東京都豊島区長崎３丁目23―８―202
債務者　久岡　良樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７７８号
東京都目黒区柿の木坂２丁目９―18―202
債務者　木村美津夫
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８４号
東京都板橋区赤塚６丁目35―21―102
債務者　松隈　三恵
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８５号
東京都葛飾区堀切５―16―８、住民票上の住所東京都葛飾区堀切２丁目59―９―701
債務者　正木　弘
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８６号
東京都葛飾区堀切５―16―８、住民票上の住所東京都葛飾区堀切２丁目59―９―701
債務者　正木　仁子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８８号
東京都三鷹市野崎２丁目12―３―Ｃ―103
債務者　大竹真紀子（旧姓竹内）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７８９号
東京都大田区西六郷２丁目６―９―102
債務者　笹川　勲
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９０号
埼玉県春日部市一ノ割４丁目２―18―101
債務者　野口　宏樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９３号
東京都品川区八潮５丁目12―69―210
債務者　綱川　秀樹
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９５号
埼玉県川口市南町１丁目13―５　第２つくし荘201
債務者　藤田　竹廣
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３７９９号
東京都江戸川区中央１丁目６―10―103
債務者　大森　浩司
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８００号
東京都三鷹市上連雀９丁目23―19―102
債務者　新田　幸恵（旧姓周東）
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８０８号
東京都品川区八潮５丁目８―47―507
債務者　大橋　詩子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８１１号
東京都板橋区上板橋１丁目８―10―205
債務者　保坂　錬子
1　決定年月日時　平成25年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部